

鹿児島県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1 目 的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基板の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環パ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 環境負荷低減事業活動実施計画の認定

1 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画第2章第2項に掲げるいずれかの事業活動であること
 - ア 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
 - イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
 - ウ その他の事業活動
- (3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること

2 認定の申請

- (1) 申請者は、実施計画（別記様式第1号）及び認定申請書（別記様式第2号）に必要事項を記載し、市町村長へ提出するものとする。

ただし、農林漁業者の組織する団体が申請する場合は、市町村を経由せず知事へ提出するものとする。
- (2) 実施計画の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、適正と認めた場合には、知事へ提出する。

3 計画の認定

- (1) 知事は、認定申請のあった実施計画について、法第19条第5項、基本方針及びガイドラインに則して認定審査を行い、適切であると認められたときは、これを認定するものとする。
- (2) 知事は、食品等の流通の合理化に関する事項が含まれる実施計画の認定をしようとするときは、別記様式17号に当該実施計画の写しを添付して九州農政局長に協議する。

4 認定の通知

- (1) 知事は、実施計画の認定を行ったときは、市町村長を経由し、申請者へ認定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

ただし、農林漁業者の組織する団体の認定にあたっては、市町村を経由せず、申請者へ認定通知書を交付するものとする。
- (2) 知事は、実施計画の認定を行うことが適当でないと認めたときは、その旨を関係市町村長を経由して、別記様式第4号により申請者へ通知するものとする。

5 特定環境負荷低減事業活動実施計画

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等については、別紙により行う。

第3 認定計画の変更

- 1 法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が認定（特定）環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第5号）を知事へ提出するものとする。
変更申請書には、規則第9条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第6号）その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更しようとするときは、別記様式第7号により、知事に届け出るものとする。なお、軽微な変更とは次に掲げるものとする。
 - (1) 氏名や住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 - (2) 環境負荷低減事業活動の実施期間の6月以内の変更
 - (3) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの
 - (4) アからウに掲げるものの他、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更
- 3 認定計画の変更の手続きについては、第2の2から4又は第2の5（別紙の2から4）の手続きを準用する。

第4 認定の取り消し

- 1 知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消す場合には、認定取消通知書（別記様式第8号）により、その理由を明らかにした上で申請者に通知する。

第5 実施状況の報告

認定者は、目標年度末（作期が年度をまたがるものについては収穫終了後の3か月以内）に、実施状況報告書（別記様式第9号）を、市町村長を経由して知事へ提出するものとする。

第6 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年7月19日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

(別紙) 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定等

1 実施計画

実施計画に記載する特定環境負荷低減事業活動は、集団または相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるもので、以下の要件に適合したものであるとする。

- (1) 有機農業の生産活動
- (2) 廃熱の回收利用その他の特定区域に存在する資源の活用により、温室効果ガスの排出の量に削減に資する農林漁業の生産活動
- (3) 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動

2 認定の申請

- (1) 申請者は、実施計画（別記様式第10号）及び認定申請書（別記様式第11号）に必要事項を記載し、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 実施計画の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、適正と認めた場合には、知事へ提出する。

3 計画の認定

- (1) 知事は、認定申請のあった実施計画について、法第21条第5項、基本方針及びガイドラインに則して認定審査を行い、適切であると認められたときは、これを認定するものとする。
- (2) 関係機関・団体への協議等
 - ア 関係市町村長への意見聴取
知事が、(1)の認定を行おうとするときは、法第21条第17項の規定に基づき別記様式第12号により関係市町村長へ照会するものとし、関係市町村長は別記様式第13号により知事へ回答するものとする。
 - イ 九州農政局長への協議
知事が、(1)の認定を行う場合において、法第21条第6項第1号、同項第3号または同条第12項の規定に基づき九州農政局長へ協議する場合、それぞれ別記様式第17号、別記様式第18号または別記様式第19号に当該実施計画書の写しを添付して協議するものとする。
 - ウ 指定市町村長への協議
知事が、(1)の認定を行う場合において、法第21条第6項第2号の規定に基づき市町村長へ協議する場合、別記様式第20号に当該実施計画書の写しを添付して協議するものとする。
 - エ 農業委員会等への意見聴取
知事は、(1)の認定を行う場合において、法第21条第13項の規定に基づき、あらかじめ農業委員会の意見を聴く場合、別記様式第21号により照会し、農業委員会は別記様式第22号により回答するものとする。

4 認定の通知

- (1) 知事は、実施計画の認定を行ったときは、申請者へ認定通知書（別記様式第14号）を交付するとともに、関係市町村長に対し別記様式第15号により通知する。なお、3(2)のイに基づき九州農政局長へ協議した場合は、九州農政局長に対し別記様式第16号により通知する。
- (2) 知事は、実施計画の認定を行うことが適当でないと認めたときは、その旨を関係市町村長を経由して、別記様式第4号により申請者へ通知するものとする。